

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 70

処 分 名	ひとり親家庭医療費の助成金の決定	
処 分 の 概 要	申請に基づき、審査を行い、助成金を決定し支給する。	
根 拠 法 令 名	松山市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和49年条例第34号)	
条 項	第5条第1項	
所 管 課	子育て支援課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	60日 ※高額療養費に該当する場合には、保険者への照会を行うため、決定に120日程度要する。	
標準処理期間	計 60日	
判断基準		
<p>松山市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第3条第1項に該当する者の申請で、第3条第2項及び第4条第1項並びに第5条第3項並びに第6条に該当しないものであることを基準とする。</p>		
<p>【根拠法令等】 「松山市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例」 (助成対象者) 第3条 医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 次のいずれかに該当する者 ア 家庭主 イ 家庭主の監護を受け、かつ、その者と生計を同じくする児童等 ウ 祖母若しくは祖父と孫又は姉若しくは兄と弟妹からなる家庭であつて、市長がひとり親家庭に準じると認めるものに属する者 エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条第1項に規定する父母のない児童 (2) 医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定による被保険者又は被扶養者 (3) 次のいずれかに該当する者 ア 本市の区域内に住所を有する者で、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されているもの イ アの要件を満たさないことにつき市長が特別の理由があると認める者 ウ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2の規定により本市の区域内に住所を有するものとみなされた者 エ 高齢者医療確保法第55条の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた者で、同条第1項に規定する入院等をした際本市の区域内に住所を有していたと認められるもの オ 高齢者医療確保法第55条の2の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた者で、国民健康保険法第116条の2の規定により本市の区域内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつたもの 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、医療費の助成の対象としない。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者 (2) 他の制度により医療費の自己負担分の全部について助成を受けることができる者 (3) 国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村の区域内に住所を有するものとみなされた者 (4) 高齢者医療確保法第55条の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた者 (5) 高齢者医療確保法第55条の2の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた者 (所得制限) 第4条 前条第1項の規定にかかわらず、家庭主(同項第1号ウに掲げる家庭において、家庭主に準じると市長が認める者を含む。以下同じ。)の前年の所得(1月から6月までの間に第7条の規定による受給資格の認定を受ける場合にあつては、前々年の所得)が児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第2条の4第2項に規定する支給の制限に係る額以上であるときは、当該家庭主及びその監護を受け、かつ、その者と生計を同じくする児童等は、助成対象者としていない。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

(助成)

第5条 市長は、助成対象者が保険給付を受けたときは、その家庭主又は第3条第1項第1号エの児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者(以下「家庭主等」という。)に対し、当該保険給付に係る一部負担金を助成するものとする。

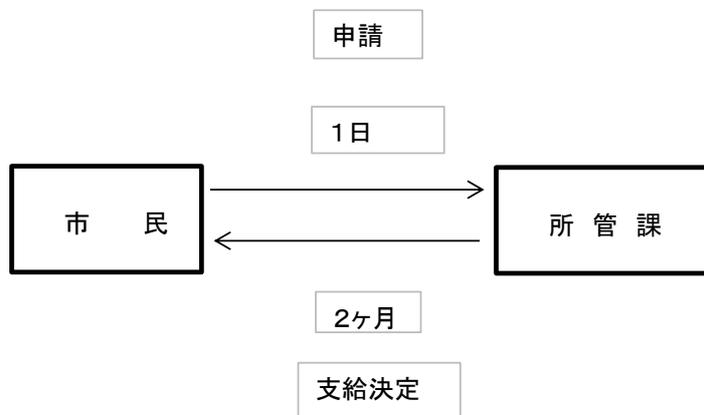
2 前項の規定による助成の額は、月を単位として計算するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して2年を経過した場合の当該保険給付に係る医療費は、助成の対象としない。

(助成制限)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、医療費の助成の原因となつた疾病、負傷等が第三者の行為によつて生じたものであり、かつ、その療養に要する費用の一部又は全部について、助成対象者が第三者から賠償を受けたときは、その賠償の限度において、助成をしないものとする。

手続の流れ



※申請の受付時に決定予定日を申請者にお知らせする。

※高額療養費に該当する場合の助成金については、保険者への照会を行うため、支給決定に4ヶ月程度要する。